

6月10日資料②

北名古屋市総合計画審議会

第2回北名古屋市総合計画審議会

平成29年6月10日（土）

第2次北名古屋市総合計画 素案 に対する意見等について

1 意見聴取方法及び意見数

第2次北名古屋市総合計画(素案)について、平成29年5月17日に資料を説明し、市議会議員から以下のとおり意見の提出があった。

		資料名	件数	該当ページ	
内 訳		第2次北名古屋市総合計画 序論 基本構想 素案 資料1	8	1~2	
		第2次北名古屋市総合計画 基本計画 総論 素案 資料2	14	3~5	
		第2次北名古屋市総合計画 基本計画 分野別計画 素案 資料3	分野に属さないもの	8	6~7
			健康・福祉分野	15	7~9
			教育・文化分野	2	10
			安全・環境分野	5	10~11
			都市基盤分野	5	11~12
			産業活力分野	1	12
		協働・行財政分野	7	12~14	
合計			65		

2 意見の活用

市議会の意見等を、総合計画審議会において、下表に基づき「対応の方向性」を示した資料で説明し、審議のうえ計画の内容を取りまとめる。

対応の方向性	内容
①計画に盛り込みます。	意見を概ね提案通りに盛り込むもの。
②計画に趣旨を反映します。	意見の趣旨を計画に反映するもの。
③計画に盛り込むことは困難です。	趣旨の反映を含め計画に盛り込むことが困難なもの。
④事業実施の中で検討します。	事業実施段階で判断するもの。
⑤既に計画に盛り込まれています。	既に意見が計画に盛り込まれているもの。既に意見の趣旨が計画に反映されているもの。
⑥その他	その他の意見など。